

180-0021 東京都武蔵野市
桜堤1-1-5
サンヴァリエ桜堤5棟405号
柳 敏哲 様

令和7年度私立中学校等授業料軽減助成金交付決定通知書

先に申請があつた授業料軽減助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。
なお、授業料軽減額について下記のとおり振り込みますので、ご確認ください。

令和7年12月18日

公益財団法人東京都私学財団理事長

記

- 1 生徒氏名 柳 亨周
- 2 在籍中学校等 成蹊中学校
- 3 軽減額 100,000円
(軽減額は100,000円の範囲内で保護者が負担する授業料額が上限になります。)
- 4 振込額 100,000円
- 5 振込予定日 令和8年02月下旬(20日頃)
- 6 振込口座 三井住友 恵比寿 (金融機関名+支店名)
普通 767****

※ 口座等の確認のため、(公財) 東京都私学財団から問合せをすることがあります。
あらかじめご了承ください。

7 軽減及び振込額について

軽減額は学校の減免制度や授業料の滞納等により、「お知らせに記載してある軽減額」に満たない場合があります。また、振込額は申請者の口座に振込まれる金額になります。

8 授業料軽減の条件

(1) 次のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すものとします。

その場合、当財団の指定する期日までに所定額を返還しなければなりません。

① 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

② 他制度との併用により、納入する授業料を超えたとき。

③ その他この制度の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(2) 前記(1)①により軽減額の返還を命じられたときは、軽減額のほか、受領日から返納日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付していただきます。

(3) 前記指定期日を過ぎて返還した場合は、その返還事由にかかわらず、指定期日の翌日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付していただきます。

9 個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、厳重に管理するとともに、当該事業に必要な範囲内で利用します。

10 その他

この授業料軽減助成は、東京都の補助を受け（公財）東京都私学財団が実施するものです。

問合せ先

東京都私学就学支援金センター 中学校助成金担当

（公益財団法人 東京都私学財団内）

電話 03-5206-7808

（土日・祝日・年末年始を除く 9：15～17：00）